

第三者評価結果

事業所名：あさのみ保育園

共通評価基準（45項目）

I 福祉サービスの基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<コメント> ●あさのみ保育園を運営している社会福祉法人「長寿福祉会」（以下、法人という）のホームページにおいて、理念、基本方針を掲載し、写真等を活用して各園の姿・雰囲気も発信しています。「園のしおり」では保育目標を掲載し、「重要事項説明書及び同意書」に施設の目的及び運営の方針を掲載しています。この他、保護者等に対して、ロビーでの掲示、SNSによる発信による方法でも理念を伝えています。新型コロナウイルス禍において、さらに情報発信、情報交換の充実を図るべく、モバイル会議システムの導入を準備中です。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価結果
【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<コメント> ●園では、全国保育協議会、神奈川民間保育園協会、川崎市社会福祉協議会に加盟すると共に、それらの大会、研究会等に参加することで、社会福祉事業全体の動向を把握しています。また、麻生区保育園園長会、法人系列4園の園長会、マイシティ新ゆり町内会への加盟等の会合に出席することで、地域の人口動態、保育ニーズ等を把握しています。特に、法人の園長会では、情報交換を密に行い、法人全体として経営課題に対処しています。	
【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
<コメント> ●法人の理事会において、法人としての財務・施設・設備、人材育成等について審議を図り、さらに、法人の園長会においても、各園の経営状況を報告し合うと共に、各園の経営課題を共有しています。理事長は、定期的に系列4園を訪問しており、その際に職員の声、意見等も聞くようにしています。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<コメント> ●園では、毎年度、「事業計画書」を策定しています。同計画書では、(1)主な計画、(2)特別保育事業の事業計画、(3)施設設備の修繕及び備品購入、等約20の項目を立てて、年度ごとの目標計画を記しています。この内、「主な計画」については、複数年度にまたがる中・長期事業計画も記載しています。今後は、この中・長期事業計画の部分抜き出して、中・長期ビジョンとしてまとめることも検討中であり、期待いたします。	

<p>【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>●毎年度の「事業計画書」の内容は、施設・設備の修繕、管理経費縮減といった財務面の計画のみならず、行事予定、職員研修、地域連携等、保育園として行うべきあらゆる業務の計画や目標を数値も盛り込みながら詳細に記述しています。「事業計画書」の内容は、職員会議等を通して職員にも周知しています。さらに、職員用のネットワーク共有フォルダに保存し、いつでも閲覧できるようにしています。</p>	
<p>(2) 事業計画が適切に策定されている。</p>	
<p>【6】 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>●年度当初に「事業計画書」を作成し、年度末には「事業報告書」を策定し、年度当初に立てた目標、計画が、実際にどの程度、達成、実現したのかを項目ごとに振り返っています。「事業報告書」の完成は5月頃ですが、振り返りは1月頃から行っており、その振り返りを次年度の「事業計画書」策定に反映させています。「事業計画書」、「事業報告書」は、職員用のネットワーク共有フォルダに保存されており、職員はいつでも閲覧できるようにしており、理解を促しています。</p>	
<p>【7】 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>●園で策定している前年度の「事業計画書」は、約20項目を立てて詳細に記述しています。この内、(1)年間行事予定、(2)保護者との連携、(3)安全・安心、(4)給食、等、保護者に深く関わる部分については、「園だより」、「クラスだより」、「斉送信メール」、ロビー掲示板など複数の媒体を用いて周知しています。また、新型コロナウイルス禍においても、保護者と直接対話が行えるよう、ネットワーク会議システムの活用を検討する等、積極的に進めています。</p>	

4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

<p>(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【8】 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>●園では、運動会等主要行事終了後には保護者アンケートを実施しています。職員に対しては、定期的に自己評価に取り組んでいます。保護者アンケート結果と職員自己評価結果を基に、園全体の振り返りを行っています。振り返りでの内容は、毎年度末に策定する「事業報告書」（完成は5月）の中に記述しています。</p>	
<p>【9】 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>●園では、園長、主任、副主任で構成する「組織運営会議」を毎月開催しており、同会議において、保護者アンケート結果、日頃の保護者からの意見・要望等、また、職員自己評価結果等を分析し、課題を抽出しています。そして、課題の解決、対応については、さらに「リーダー会議園（園長、主任、副主任、リーダー保育士、リーダー栄養士で構成）」、「乳児クラス会議」、「幼児クラス会議」等に降ろしていくことで、園全体として改善に取り組んでいます。</p>	

II 組織の運営管理

1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。	第三者評価結果
【10】 II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<コメント>	
●「運営規程」を定め、その中で、園長について、「職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し…必要な指揮命令を行うとともに、…園務をつかさどる」と規定し、役割を明確にしています。保護者に対しては、「重要事項説明書及び同意書」において、園長の職務内容を、(1)園務の総括、(2)園運営費管理責任、(3)人事管理責任、と記して、周知しています。園長不在時の責任者は主任であるとしています。	
【11】 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<コメント>	
●園長は、全国保育協議会、神奈川県保育園協会、川崎市社会福祉協議会等の総会、研修会等に出席しており、そこで保育関連法令の制定、改廃状況を把握しています。把握した法令情報については、直ちに「組織運営会議」、「リーダー会議」等で職員に伝えると共に、対応を検討しています。守秘義務、プライバシー保護、個人情報保護等、重要な法的義務については、定期的に職員会議で徹底遵守を求めています。	
(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	
【12】 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<コメント>	
●保育の質の向上のために、園長は、(1)施設、(2)設備、(3)備品、(4)人材確保、の面では、自ら課題抽出や新規提案を行い、改善に取り組むと同時に、職員の資質向上については、主任を中心とした取り組み体制を構築し、指導力を発揮しています。主任は、クラスには属さず、全クラスを巡回する中で、気づいた点があった場合は、(a)クラスリーダーに伝える、(b)直接本人に伝える、(c)各種会議で議題にする、といった複数の方法を使い分けながら、職員一人ひとりの保育の質が向上するよう取り組んでいます。	
【13】 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<コメント>	
●園長は、2021年度の「事業計画書」において、主な計画として、(1)ICT化推進、(2)研修強化、(3)施設修繕、を掲げ、業務の実効性の向上、働きやすい環境の整備に積極的に取り組んでいます。計画に基づき、(a)Wi-Fiルーターの増設、(b)保育室へのスマートフォン、タブレットの設置、(c)自動水栓の設置、(d)玩具殺菌装置の設置、等を実施し、実効性を高める取組に指導力を発揮しています。	

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者評価結果
【14】 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<コメント>	
●法人の運営する総合ホームページ（各園の紹介）に、職員募集ページを設置し、(1)待遇、(2)研修体制、(3)給与シミュレーション、(4)職員の声、(5)見学案内、等、求職者に対して詳しい情報を提供しています。また、(a)ハローワーク、(b)求人サイト、(c)就職フェア、(d)保育士養成校の就職ガイダンス等、様々な媒体、ルートを通じて人材確保に努めています。採用後は、法人主催の合同研修を行い、その後は、園でメンターを付け、OJTで指導する等、育成の仕組みが整えられています。	

【15】 Ⅱ-2-(1)-②
総合的な人事管理が行われている。

a

<コメント>

●法人において、「職員の必要な経験の目安 自己評価表」と題する評価表が策定され、職員として理解、実行できているべき項目を列挙しています。この評価表は、(1)1～3年目、(2)4～6年目、(3)7～10年目、(4)10年以上、(5)主任、という5区分になっており、経験年数に応じて、できてほしい項目が記されています。また、ABCの3段階で自己評価を行う欄も設けています。園長は、この自己評価表を基に職員面談を行い、職員個人の目標についても確認し、共有をしています。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

【16】 Ⅱ-2-(2)-①
職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

a

<コメント>

●「川崎市勤労者福祉共済（通称：かわさきハッピーライフ）」に加入し、職員が給付金、各種補助等を受けられるようにしています。また、「川崎市保育士宿舍借り上げ支援事業」を利用した家賃補助、退職金制度も導入し、福利厚生に努めています。園では、職員数にゆとりを持たせることで、(1)年次有給休暇が取りやすい、(2)残業が少ない、(3)外部研修に参加しやすい、といった職場環境を保障しています。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

【17】 Ⅱ-2-(3)-①
職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

a

<コメント>

●「職員の必要な経験の目安 自己評価表」に自由記述欄を設け、職員一人ひとりの(1)改善したい点、(2)がんばったところ、(3)今後努力していきたいところ、(4)できたところ、等のアピールポイントも記入してもらっています。園長は、同評価表を基に面談を行い、助言・指導により自己成長を促し、意向、要望、悩み等も聞き取り、職員が意欲を持って仕事に取り組めるよう努めています。

【18】 Ⅱ-2-(3)-②
職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

a

<コメント>

●「職員の必要な経験の目安 自己評価表」での、経験年数に応じて、職員としてできているべき項目を列挙し、それらについて全職員が達成できるよう、外部研修、園内研修、法人研修を組み合わせた研修体系を構築しています。外部研修は、全職員が、少なくとも年1回は受講できるよう配慮すると共に、オンライン研修を園内で集中受講できるよう、PCを設置した個室も設置しました。さらに、法人研修も、リモートで実施できるよう、通信環境を整える等、全職員の研修受講環境整備にも力を入れています。

【19】 Ⅱ-2-(3)-③
職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

a

<コメント>

●職員が、外部研修を少なくとも年1回は受講できるようシフト体制を組み、外部研修受講後は、受講者が講師となり、園内報告研修を行い、全職員で知識・技術の共有を図っています。さらに、経験年数別に組織したチームごとに、研修案を企画して実施する園内研修、法人系列園とジョイントして行う法人研修企画等、様々な研修の機会を用意しています。

(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
【20】 II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。		a
<コメント>		
●「実習生の受入れについてのマニュアル」を策定し、同マニュアルにおいて、(1)実習の意味と目的、(2)保育士への理解、(3)当園の保育の概要、(4)先輩保育士としての留意点、等について定めています。そして、保育士養成校の保育実習生を同時に5人受け入れる等、力を入れています。指導にあたるクラスリーダーに対しては、主任が事前にマニュアルに沿って実習のねらいを指導しています。		

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者評価結果
【21】 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。		a
<コメント>		
●法人の総合ホームページにおいて、法人理念、保育活動理念等を明示しています。また、(1)川崎市による指導監査の結果、(2)法人単位貸借対照表、(3)各園の第三者評価結果、(4)働き方改革に関わる法人行動計画、等の文書もホームページ上で公開し、運営の透明性を示しています。加えて、園においても、「重要事項説明書及び同意書」及び「園のしおり」に、苦情・要望等の相談窓口を明記しています。園のパンフレットは、麻生区役所に設置し、情報を提供しています。		
【22】 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。		a
<コメント>		
●園では、「運営規程」において、「職員の職種、員数及び職務の内容」と題する一条を設け、事務員を配置することを定め、同規定に基づき、事務職員1名が在籍しています。園では、収入面を事務員が担当し、支出面は園長が司るという業務分担を行うことで、財務面の適正を、「制度」として確保しています。また、法人職員による内部監査、顧問社会保険労務士によるチェック等を通じて、経営改善にも取り組んでいます。		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者評価結果
【23】 II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。		a
<コメント>		
●園では、従来から、園庭開放、地域イベントチラシのロビー掲示等、園のリソースを地域に提供する取り組みや、地元の音楽家を招いての演奏、地元有志による節分の鬼・サンタクロース扮装等、様々に実施してきています。新型コロナウイルス感染症の影響により、現在では中止を余儀なくされているものも多ありますが、手紙のやり取り、子どもが作った作品の送付、園での活動を撮影したDVDの提供等、新型コロナウイルス禍においても実行できる取り組みを開拓して地域交流を維持しています。		
【24】 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。		a
<コメント>		
●園では、「保育体験ボランティア等の受入れについてのマニュアル」を策定しています。同マニュアルに基づいて、川崎市立白鳥中学校生徒の職業体験を毎年受け入れている他、一般の方のボランティアも希望があれば受け入れています。但し、これまで、積極的なボランティア募集の告知は行っていないことから、今後、園の姿勢が伝わるような告知方法も検討する予定です。		

(2) 関係機関との連携が確保されている。	
【25】 II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<コメント>	
●園では、川崎市子ども未来局子育て推進部、川崎市北部児童相談所、麻生区地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）、川崎市児童虐待防止センター、川崎市北部地域療育センター等の行政機関、地元の警察署、消防署、近隣小学校、委託している警備会社等の関係機関の一覧をリスト化し、事務所に掲示しています。また、各機関が開催する会合、イベント等には参加し、継続的関係を保つよう努めています。	
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
【26】 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
<コメント>	
●園では、神奈川民間保育園協会、川崎市福祉協議会、麻生区保育園園長会、マイシティ新ゆり町内会等に加えすると共に、それらの総会、研修会等に参加することで、地域の福祉ニーズの把握に努めています。また、法人系列園の園長会でも川崎市の保育事情について情報共有をしています。さらに、園に併設している「子育て支援センターかるがも」及び「一時保育室くるみ組」を利用して保護者からも意向、要望等を聞き取っています。そうした要望等は、麻生区の支援担当者会議でも報告しています。	
【27】 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
<コメント>	
●園は、地域の保育ニーズを踏まえて、開園当初から、園内に「子育て支援センターかるがも」と「一時保育室くるみ組」を併設しています。地域子育てセンターでは、公開型のInstagramアカウントにより、情報発信も行っています。また、近隣の「上麻生隠れ谷公園の清掃を職員が行う」、「公園散歩の際にはゴミを拾う」等、地域貢献を行っています。さらに、新百合ヶ丘駅のショッピングセンター内に、子どもたちの作品（絵）を展示する等、地域の一員としての活動も積極的に行っています。また、地域の子育て家庭に向けて、園外の掲示板を活用し、保育者手作りの各種子育て情報も発信しています。	

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		第三者評価結果
【28】 III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	
<コメント>		
●「重要事項説明書及び同意書」において、「施設の目的及び運営の方針」として、「当園は、保育の提供にあたり、利用する子どもの最善の利益を考慮（する）」と記しています。そして、「全国保育士会倫理綱領」に沿い、職員に理解、実践を促しています。「職員の必要な経験の目安 自己評価表」では、「保育の基本、保育方針、教育要領を読み理解している」、「園の理念、保育目標を理解している」という2つの評価項目を設け、各職員に自己評価を通して徹底を図っています。		
【29】 III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a	
<コメント>		
●職員の採用時には、(1)知り得た情報の守秘、(2)個人情報保護、(3)プライバシー保護、の各義務を遵守する旨の誓約書の提出を求めています。日々の保育活動においても、各職員、園全体として義務を守るよう努めています。例えば、(a)名札は使用せず、名前は帽子の裏側に記入する、(b)園庭でのプール遊び及び屋上園庭での水遊びでは周囲を覆う、(c)着替え、シャワー浴においては衝立やカーテンで目隠しをする、等の配慮を行っています。		

(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

【30】 Ⅲ-1-(2)-①
利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。

a

<コメント>

●新型コロナウイルス感染症防止のため、現状では園見学を受け付けていませんが、ホームページ上で、入園希望者に向けた情報を細かく掲載・提供をしています。併設している子育て支援センター及び一時保育室の利用者には、要望があれば、園の状況を説明する、利用場所から園内の様子を見せよう、といった案内を行っています。また、麻生区役所、新百合ヶ丘駅のショッピングセンター、近隣のペーカリー等には、園のパンフレットを置かせてもらい、園の情報を発信しています。また、公開型のInstagramアカウントを設け、園内画像や説明、園のしおり等にアクセスできるように積極的に情報を提供しています。

【31】 Ⅲ-1-(2)-②
保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。

a

<コメント>

●入園が決定した保護者に対しては、2月中に資料を送付し、園の仕組みや保育の内容を事前に把握してもらうようにしています。3月の入園前健診時には、保護者と子どもに来園してもらい、その際、保護者から要望があれば質問にも答えています。その上で、4月1日の入園式では、個別面談を設定し、園長、保育士、栄養士が、子どもの状況、要配慮事項、保護者の意向等を丁寧に聞き取っています。

【32】 Ⅲ-1-(2)-③
保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。

a

<コメント>

●園では、年長児に、園で過ごした思い出等を書いた手紙等を、装飾を施した「タイムカプセル」に詰め、2階のホールに吊り下げています。そして、卒園時には、子どもたちに「6年後にカプセルを取りに来てほしい」と伝え、6年後の正月に年賀状を送り、改めて来園を呼びかける等、継続性ある取り組みを行っています。子どもたちは、6年前に自分が詰めたものを手に取りながら、この間の成長を自覚することができています。なお、園児が他の保育園に転園した場合、転園先の園から問い合わせがあれば、必要に応じて状況を伝えることもあります。

(3) 利用者満足の向上に努めている。

【33】 Ⅲ-1-(3)-①
利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

a

<コメント>

●利用者満足の向上について、主要行事終了後に保護者アンケートを実施し、毎年5月～6月には「懇談会」を開催して、保護者の意見、要望等を聞き取っています。抽出・把握した保護者の意見、要望、苦情等については、「リーダー会議」で集約・分析を行い、対応策の検討を行った後、「報告会議（正職員を構成員とする会議、月1回開催）」で報告し、仕組みを整えています。

(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

【34】 Ⅲ-1-(4)-①
苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

a

【判断した理由・特記事項等】

●園では、「利用者の意見・要望等の相談解決実施要綱」を策定し、(1)苦情の受付の報告、確認、(2)苦情解決の話し合い、(3)記録、報告、(4)解決結果の公表、について定めています。また、「重要事項説明書及び同意書」では、苦情、要望等に係る相談窓口として、(a)苦情受付担当者（主任）、(b)苦情解決責任者（園長）、(c)第三者委員（川崎市保育会に委嘱）を記しています。なお、解決結果については、個人情報に関するものを除き、園だより等に掲載する形で公表することを上記要綱で定めています。

【35】 Ⅲ-1-(4)-②
保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。

a

<コメント>

●園では、苦情解決について要綱を策定している他、(1)苦情受付担当者、(2)苦情解決責任者、(3)第三者委員、を設置しています。また、玄関ホールには、「コミュニケーションポスト」という名称で意見箱を設置しています。これらの制度、仕組みについては、「園のしおり」に明記しており、加えて、(a)書式は自由、(b)無記名でよい、(c)面談や電話でも受け付ける、等も記しています。面談については、他の保護者の目に触れない部屋等を利用して行い、プライバシーにも配慮しています。

【36】 Ⅲ-1-(4)-③
保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

a

<コメント>

●園では、苦情解決について、要綱を整備している他、登園時、電話応対時等、職員が保護者と応対する様々な場面ごとに、接し方、対応の仕方をまとめた「保護者との接し方についてのマニュアル」を策定しています。その中で、苦情を申し立てられた時には、(1)速やかに園長に報告、相談する、(2)上記要綱に沿って解決を図る、ことを記しています。この他に、言葉づかい、態度、表情、服装等についても具体的な留意点を記し、職員にわかりやすいように記載し、標準化につなげています。

(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

【37】 Ⅲ-1-(5)-①
安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

a

<コメント>

●「防災マニュアル」、「保育の中で気をつけること」、「保育園での応急措置」、「食中毒(0157)発生時の対応マニュアル」等、自然災害、事件、事故、ケガ、病気、食中毒といった様々なリスクに対して、発生時にどのように対応すべきかを定めたマニュアルを整備しています。また、ケガ、事故等が発生しそうであった場合は「ヒヤリハット記録」に記入し、実際に発生した場合には「ケガ報告書」もしくは「事故報告書」を作成します。その上で、記録報告内容を全職員で共有して再発防止に努めています。

【38】 Ⅲ-1-(5)-②
感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

a

<コメント>

●感染症については、厚生労働省の「保育所における感染症対策ガイドライン」を基本に据えながら、さらに、「食中毒(0157)発生時の対応マニュアル」、「感染性胃腸炎の嘔吐・排泄物処理のマニュアル」等の園で策定したマニュアルを加えて、感染症の予防に努めています。保健については、主任が責任者となり、(1)感染症情報の職員間での共有、(2)感染症情報の保護者への連絡、(3)日々の消毒、殺菌、(4)職員研修を実施しています。

【39】 Ⅲ-1-(5)-③
災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

a

<コメント>

●防災計画の策定に当たり、消防署とも協議し、自治体、近隣の福祉施設と連携し、共に訓練を実施しています。また、自園で消防隊を編成し、避難訓練は様々な災害を想定し、毎月異なった内容で実施し、実施ごとに評価・反省を行っています。備蓄品については、品物の内容、数量や保管場所を、年度当初に全員で再確認しています。また、訓練時には、非常食をおやつとして子どもに提供し、味に慣れてもらう等の工夫をしています。保護者に対しては、メール一斉配信機能を用い、緊急情報等を伝達できるようにしています。

2 福祉サービスの質の確保

(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	第三者評価結果
【40】 Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
<コメント>	
●保育方法については、「保育の中で気をつけること」、「保育園での応急処置」、「食物アレルギー対応マニュアル」、「プール活動及び水遊びマニュアル」等、多数のマニュアルを策定しています。これらのマニュアル類は、職員用ネットワーク内の共有フォルダに保存し、職員はスマートフォン等でも参照できるようにしています。主任は日々、各保育室を巡回して保育の様子を観察し、職員がマニュアルに沿った保育を実施しているかを確認しています。	
【41】 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<コメント>	
●園で策定しているマニュアル類については、(1)外部研修に参加するなどして新しい知見がもたらされたとき、(2)行政等から新しい指針手引き等が発行されたとき、(3)警察署、消防署等から助言をもらったとき、(4)保護者アンケートを集約したとき、等には見直すことにしています。その際は、先ず「リーダー会議」で見直しする項目や見直し内容をまとめた上で、各クラスに下ろして討議を行い、討議結果を踏まえて再び「リーダー会議」で検討して決定を行う等、仕組みが構築されています。	
(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	
【42】 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a
<コメント>	
●入園が決まった子どもについては、(1)児童票、(2)入園児生活記録表、(3)離乳食面談記録表、等の書式により、子どもの状況、とりわけアレルギーその他の要配慮事項を把握しています。その上で、入園児の個別面談には、園長、保育士、栄養士が揃って対応し、子どもの実状、保護者の意向、要望を確認しています。その後、全ての子どもについて「個別指導計画」を作成すると共に、その内容は全職員で共有し、保育に生かしています。	
【43】 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
<コメント>	
●「年間指導計画」については、前年度12月から1月にかけて先ず、園長と主任が、それまでに出示された保護者の意見、要望等も踏まえて、次年度に向けた大まかな見直しポイントをピックアップし、各クラスに投げかけます。それらをクラス内で討議し、出された意見を「リーダー会議」で集約及び、検討を図り、取りまとめて最終的に園長が決定し、次年度の「年間指導計画」として確定しています。	
(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	
【44】 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
<コメント>	
●日々作成する月ごとの指導計画、週案、各種記録用紙については、長年の実践により定まってきた記入方法、記入スタイルが存在します。新人職員は、先輩職員の作成した文書を模範にして記入・記録し、さらにクラスリーダーや主任からチェックを受け、園全体として統一された書式、様式、記入方法となるよう記録の標準化を図っています。園では、現在、モバイル機器の整備を進めており、記録作業の省力化を図っていく予定です。	

【45】 Ⅲ-2-(3)-②
子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

<コメント>

●「個人情報保護について」と題するマニュアルを定め、園で発生する様々な個人情報を一覧にしてまとめています。そして、個人情報の扱い方については、「禁止事項について」と題する別のマニュアルにおいて、不適切事例も紹介しながら、守秘義務の内容を詳しく記しています。保護者に対しては、「園のしおり」の中で、「児童に関する個人情報について」というページを設け、個人情報の扱いに対する園の方針、姿勢を説明し、理解を促しています。記録管理の責任者は園長とし、記録類は事務室に定めた棚に格納しています。

第三者評価結果

事業所名：あさのみ保育園

A-1 保育内容

A-1- (1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>●「全体的な計画」には、(1)法人の設立理念、(2)法人の保育理念、(3)園の保育活動の方針（「長寿」への想い）、(4)園の保育目標（めざす子ども像）、(5)園の子育て支援目標（家庭との理想的な関係性）、(6)幼児期の終わりまでに育てほしい10の姿、を明記しています。次年度の「全体的な計画」は、今年度の「全体的な計画」の見直し項目の検討を、各クラスや「リーダー会議」で行う過程で、保育に関わる職員が参画する仕組みが整っています。</p>	
A-1- (2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>●あさのみ保育園は、多機能型認可保育所の第一号として、設置される際に「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」による緑地保持と、「川崎市福祉のまちづくり条例」に準じたバリアフリー整備で設計及び建築され、子どもたちの生活の場としてふさわしい環境整備に努め、常に清潔感ある空間の維持に努めています。保育室には、エアコン、換気扇、サーキュレーター、空気清浄機、床暖房（1階のみ）を設備しています。また、手洗場の自動水栓、歯ブラシの殺菌庫等も新たに設置し、衛生的で且つ、心地良い環境の整備に努めています。寝具は布団とし、定期的に布団乾燥を専門業者に委託しています。来年度からは布団自体をリース品とする予定です。玩具等の消毒も、午前、午後と時間を決めて必ず行う等、力を入れています。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>●園では、「重要事項説明書及び同意書」において、「当園は、保育の提供にあたり、利用する子どもの最善の利益を考慮（する）」と定めると共に、その具体化として、子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行うことを原則としています。そして、各職員がそれを実践できているかは、主任と副主任が、順番にクラスを巡回しながら、保育士の保育実践を観察し、確認しています。気になる点があれば、都度、本人に直接助言または、クラスリーダーに伝える等、指導に応じた形で行っています。また、保育士間でも気づいたことを互いに言い合える風土を醸成することで、全員で最善の利益を提供できるよう努めています。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>●子どもが基本的な生活習慣を身につける第一歩として、保育士は、愛着関係を深めた上で「声をかける」ことが大切であると意識しています。聞き慣れた声で誘われることで、子どもは、「やろうかな」という気持ちを持ちます。また、2~3の選択肢を提供し、自分たちで考え、選べる環境も用意するようにしています。結果、子どもたちは、自分で決めたものに前向きに取り組むようになり、保育士はそれを温かく見守っています。乳児は、月齢による差を考慮しながら、一人ひとりの発達段階に合わせた形で上述の働きかけを行っています。</p>	

<p>A-1-(2)-④</p> <p>【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
--	---

<コメント>

●園には、広い屋外園庭、屋上園庭があります。園庭は遊びゾーンの設定を心がけ、砂場、ボール遊びエリア、固定遊具の設置、乳児の遊び場（よちよちひろば）に分けた整備をしています。また、近隣には上麻生隠れ谷公園、山口白山公園等、面積の広い公園が複数点在し、戸外遊びを十分に行うことが可能です。さらに、園の2階には約190㎡のホールもあることから、毎月1回、「ハッピーデー」という名称の、子どもが遊び場所を選べる日を設ける等、主体性の育ちに役立てています。公園では、草、木、花、鳥、虫など様々なものに目を向けてもらうよう声かけをして、自然と触れ合う機会を積極的に作っています。

<p>A-1-(2)-⑤</p> <p>【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
--	---

<コメント>

●0歳児（2021年度15人）では、子ども一人ひとりを担当制にしていますが、5名の保育士で特定の子どもの愛着関係を築くよう配慮しています。0才児については、「生活記録表」に食事、排泄、睡眠等の時間を逐一記入すると共に、食事時間等はその子のリズムに合わせて対応しています。また、長時間、保育園で過ごす乳児に対しては、コーナーを設置する、玩具をたくさん用意する等して快適に過ごせる環境作りに配慮しています。

<p>A-1-(2)-⑥</p> <p>【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
--	---

<コメント>

●1歳～2歳児は、自分でしようとする気持ちが出てきますが、保育士は、「もしできなかったら先生に言ってね」と声かけをしながら、子どもが自ら納得するまで見守るようにしています。その上で、ヘルプのサインが出た時にのみ援助するようにし、子どもの気持ちを大切にしています。また、他の子どもとのトラブルも出始める時期を考慮し、トラブルを予想する「目配り」を心がけ、子どもの自我を認め、受け入れながら、友だちとの関わりの仲立ちを行っています。トラブルを受けた側の子どもには、保育士がケアを丁寧に行っています。

<p>A-1-(2)-⑦</p> <p>【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>

●3歳以上児には、友だちと一緒に楽しむこと、友だちと協力することを促しています。そのために先ず、保育士がやって見せ、興味を持ってもらい、その上で、みんなで話し合う場を作り、2月に開催する「あさのみ劇場」での劇、歌唱、楽器演奏等の発表につなげています。また、園では、音楽、運動、工作といった活動については、保育士が自ら担当することで、子どもたちと一緒に楽しく遊ぶという点を重視しています。

<p>A-1-(2)-⑧</p> <p>【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
--	---

<コメント>

●園舎は2階建てですが、エレベーターを設置し、各フロアはバリアフリーになっています。また、階段以外の段差をなくしたスロープ形状と直角の曲がり角を無くした通路全体には木材の腰壁を備え、安全を期しています。入園前に、もしくは入園後に、障害など配慮を要する点があることに気づいた時は、保護者と協議しながら、家庭での配慮内容との連続性を前提とした園での配慮内容を定めています。その上で、その子の状況、特徴、配慮内容は、全職員で共有して保育に当たっています。さらに、職員が川崎市の発達相談支援コーディネーター養成研修を受講する、北部地域療育センターからの訪問を受ける等により、障害のある子どもの保育についての知識・技術を深めています。

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子ども在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p> <p>●園児の中には、11時間～12時間を園で過ごす子どももいるので、降園時間までゆったりと過ごせるよう環境の構築と、保育士の引き継ぎ体制について整備を図っています。環境面では、(1)園内調理による補食の提供、(2)気分転換できるコーナー（室外及び室内）の設置、(3)複数の玩具、遊具の提供等の配慮をしています。引き継ぎについては、「ミーティングノート」と称する申し送り帳と、「登降園チェック表」を活用し、早番保育士から遅番保育士（当番保育）に、子どもの昼間の様子、お迎えの際に保護者に話すべき事項等が確実に伝わるよう漏れのないよう十分留意しています。</p>	
<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p> <p>●子どもたちが小学校での生活を見通せるよう、新型コロナウイルス禍においてもできることとして、小学校まで散歩し、小学生が校庭で活動している様子を見学する等の活動をしています。また、園内では、(1)「小学校ごっこ」として、椅子に長く座る時間を設ける、(2)雑巾を絞ってみる、(3)ほうき、ちりとりを使ってみる、(4)給食時に、おたまやしよもじを使って配膳してみる、(5)給食時、机を学校形式に並べ、みんなが前を向いて黙食してみる、(6)和式トイレを使ってみる、等の活動を取り入れています。現況において、就学に向けてでき得ることへの取り組み、その内容は高く評価できます。また、5歳児担任は、幼保小連携会議に出席し、会議で把握した情報について、「園だより」等で保護者にも伝えています。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p> <p>●園では、「川崎市健康管理マニュアル」を基本にしつつ、「保育の中で気をつけること」と題する独自マニュアルも策定して子どもの健康管理に当たっています。「保健計画」も同マニュアルに基づいて作成し、主任が中心となって企画、実践しています。日常的な健康習慣として、手洗い・うがいに加え、「あ・い・う・べ」体操（口の体操）を保育活動に取り入れ、口腔機能の発達や感染予防等に力を入れ、健康維持につなげています。保護者向けに発行する「保健だより」は主任が作成し、家庭へも啓蒙しています。SIDS（睡眠時無呼吸症候群）については、0歳児及び1歳児は10分おきに、2歳児は15分おきにプレスチェックを行い、記録しています。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p> <p>●健康診断（0歳及び1歳は2ヶ月に1回。2歳以上は4ヶ月に1回）、歯科健診（全園児。年1回）、痙攣、心臓病、アレルギーの調査（全園児。年1回）、身長体重測定（全園児。毎月1回。なお、0歳児の体重測定は毎月2回）、頭囲胸囲測定（全園児。年2回）を行っています。健診測定の結果は、「児童票」に記録しています。また、保護者に対しては、「健康記録手帳」により結果を知らせています。同手帳は、卒園時まで使用し、保護者は子どもの成長の変化を数字で確認することができます。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p> <p>●園では、「食物アレルギー対応マニュアル」を策定しています。アレルギー疾患のある子どもについては、川崎市健康管理委員会の決定した内容に沿って除去食を提供しています。食事の提供にあたっては、(1)アレルギー児の子ども名、疾患の内容は全職員が把握する、(2)毎朝、アレルギー児の出欠状況と本日の除去食の内容、食材を確認する、(3)除去食専用ホワイトボードにも(2)の内容を記入する、(4)専用トレイ、専用食器を用いる、(5)配膳時には声出し確認、複数で確認をする、等々の方法により誤食防止に万全を期しています。</p>	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<コメント> ●園では、「年間食育計画」を策定しています。園庭や屋上で栽培活動を取り入れ、食への興味が高まるよう取り組んでいます。同計画では、(1)園内栽培（ピーマン、玉ねぎ、ほうれん草、大根など）の世話や観察、(2)食事の準備、片付け、(3)マナー、(4)食材、料理の理解、等を定めています。さらに、(6)ロビーには「世界の食べ物ツアー」を掲示する、(7)食器には動物や野菜の絵が書かれているものを用いる、等食に対する関心を高め、かつ、食を楽しめるような環境を作ることに力を入れています。	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<コメント> ●園では、川崎市統一献立を基に、2週間サイクルで献立を組み立てています。食材は地元の業者から仕入れ、専任職員が調理する自園給食です。調理に当たっては、(1)素材の味を活かす、(2)薄味を心がける、(3)彩りを良くする、(4)食材の固さ、大きさを食べやすいレベルにする、等の配慮をして、残食を減らすような工夫を心がけています。また、誕生日食、行事食、世界の国の料理等を提供して給食に対する期待が増すようにしています。保護者に対してもレシピの提供を行い、家庭での食育につなげています。	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<コメント> ●園では、0歳～2歳児については「連絡帳」を活用し、3歳以上児については「活動記録」を用いて、日々の子どもの様子を保護者に伝えています。また、「園だより」、「給食だより」、「保健だより」、献立表といった紙媒体と、SNSシステム、電子メール等の電子媒体とを併用して情報提供に努めています。感染症予防のために、直接対話の「懇談会」を中止したため、現在は、ネット会議システムを利用したミーティングを始めており、今後、さらに拡大する予定です。保育活動の様子を伝える写真については、ネット販売（ウェルキッズフォト）が行えるように整備しています。	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<コメント> ●新型コロナウイルス感染症防止のため、現状では子どもの受け入れ、引き渡し、保護者との対応を、玄関ホールで行っています。登園時には、お迎えの予定時間を予め保護者から聞き、各家庭のお迎え時間に素早く対応できるよう準備しておく仕組みを取り入れています。保護者に対しては、「気軽に声かけ、相談をしてほしい」旨、常に伝え、立ち入った内容の相談、苦情等の場合には、(1)園長、主任が同席または対応する、(2)記録を取る、(3)相談等の内容や対応方針、対応結果を全員で共有する、等の体制を整備しています。	

【A19】 A-2-(2)-②
家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。

a

<コメント>

●園では、「虐待対応マニュアル」を策定し、(1)気になる子ども、(2)気になる親、(3)気になる雰囲気、(4)子どもの身体的異常、等について、登園時及び降園時、保育中、着替え時等、常に兆候がないか注意深く観察するようにしています。万が一疑わしい状況があった場合は、直ちに園長、主任を中心に、対応方針を検討します。その上で、必要に応じて、川崎市中央児童相談所、麻生区福祉事務所、川崎市児童虐待防止センターに連絡し、助言等を受ける体制を整えています。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）

第三者評価結果

【A20】 A-3-(1)-①
保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。

a

<コメント>

●「職員に必要な経験の目安 自己評価」を策定しています。同評価表では、(1)改善したい点、(2)頑張ったところ、(3)今後努力していきたいところ、(4)できたところ、等、各職員のアピールポイントの記入欄も設けています。園長は、年度末には評価表を基に職員面談を行い、フィードバックを行うと共に、助言・指導を行い、次年度の目標についても確認しています。また、園では、経験年数ごとに職員グループを構成しており、グループ内での話し合いや法人系列園のグループとの合同研修等を行い、保育士が自ら専門性向上に取り組める場の機会を積極的に提供し、より良い園作りに努めています。